「環境アセスメント学会役員選挙に関する規定」の改正について(案)

2024.3.30 JSIA 環境アセスメント学会役員選挙に係る TF

- 1. 題名を「環境アセスメント学会役員選挙に関する規程」に改める。
- 2. 条項の改正は、次のとおり。

なお、第14条を改正し、理事会が電磁的方法による選挙に関して細則の制定、改廃を行うこととする(3. 電磁的方法による選挙に関する細則 について 参照)。

条項	改正前	改正後	備考
(目的)	環境アセスメント学会規約(以下「規約」とい	環境アセスメント学会規約(以下「規約」とい	
第 1 条	う) 第 12 条に基づき、会長、理事及び監事(以	う) 第 12 条に基づき、会長、理事及び監事(以	
	下この <u>規定</u> では「役員」という) の選挙について	下この <mark>規程規定</mark> では「役員」という) の選挙につ	
	必要な事項を定めるためにこの <u>規定</u> を定める	いて必要な事項を定めるためにこの <mark>規程規定</mark> を	
		定める。	
(被選挙資格)	役員は、規約第 12 条に定めるところにより、	変更なし	
第 2 条	正会員の中から選出される。		
(選挙資格)	役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投	役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投	「選挙資格のある正会
第 3 条	票期間開始日の 60 日前に在籍する正会員によ	票期間開始日の 60 日前に在籍する正会員 (以	員」については、「選挙
	って選出する。ただし、当該選挙資格者が、投票	<u>下「有権者」という。)</u> によって選出する。ただ	資格者」と称していた
	期間の最終日において、正会員の資格を喪失し	し、当該 <mark>有権者選挙資格者</mark> が、投票期間の最終日	が、「有権者」に変更す
	た場合は、この者の投票を無効とする	において、正会員の資格を喪失した場合は、この	る。
		者の投票を無効とする	

(選挙の実施責	役員の選挙は、理事会によって選出された委	変更なし	
任主体)	員によって構成される環境アセスメント学会役		
第 4 条	員選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」とい		
	う)によって実施し、理事会がその責任を負う。		
	② 選挙管理委員会は、5 名の委員によって組		
	織され、委員の互選によってその委員長を定め		
	る。		
	③ 理事会は、選挙の公示の 1 ヶ月前までに		
	第 1 項の委員を選出しなければならない。		
	④ 選挙管理委員会の委員が、会長または監事		
	の候補者となった場合は、理事会に申し出て、代		
	わる者の選出を求めなければならない。		
(選挙の公示)	選挙管理委員会は、投票期間最終日の 60 日	選挙管理委員会は、投票期間最終日の 60 日	
第5条	前までに、第 3 条に基づき、選挙資格のある正	前までに、第 3 条に基づき、 <mark>有権者<mark>選挙資格の</mark></mark>	
	<u>会員</u> に対して、選挙を実施すること、その投票期	ある正会員 に対して、選挙を実施すること、その	
	間及び開票日並びに選挙を通信で実施し及び立	投票期間及び開票日並びに選挙を <mark>電磁的方法に</mark>	
	候補者を対象に実施するときはその旨その他の	より 通信で 実施し及び立候補者を対象に実施す	
	必要な事項を公示しなければならない。	るときはその旨その他の必要な事項を公示しな	
		ければならない。	
	② 選挙を規約第 17 条の総会で行う場合は、	② 変更なし	
	規約第 20 条第 2 項の総会の招集通知への記		
	載によって、前項の公示に変えることができる。		

			1
(会長の選挙)	会長の選挙は、原則として、第 3 条の選挙資	会長の選挙は、原則として、第 3 条の <mark>有権者</mark>	但し書き について
第6条	格者の通信投票によって行う。ただし、緊急やむ	選挙資格者の電子媒体を用いた投票(以下「電	第 1 期会長の選挙
	をえない場合は、総会における選挙によること	子投票」という。)通信投票によって行う。ただ	(2002.8.29 開票)、選
	ができる。	し、緊急やむをえない場合は、総会における選挙	任した経緯等によるも
		によることができる。	のと考えられる。(な
			お、規定は、2003 年 10
			月 4 日から施行)
第7条	前項の会長の選挙は、次の各号のいずれかに	変更なし	会長候補の届け出、ま
	該当する候補者について実施する。		たは推薦については、
	1 正会員のうち、自ら候補者として届け出た		従来どおり(届け出等
	者		の様式を HP ダウンロ
	2 正会員 5 名以上が本人の同意を得て推薦		ード、記載のうえ電子
	し、候補者として届け出た者		メールで選挙管理委員
	② 前項各号の候補者の届出は、選挙管理委員		会(事務局)まで提出)
	会に対して行うものとする。		
	③ 前項の届出は、選挙管理委員会が定めた期		
	日までに行わなければならない		
(電子通信投票	選挙管理委員会は、投票期間最終日の 30 日	選挙管理委員会は、投票期間最終日の30日前	・インターネット上で
による会長選挙	前までに、前条によって確定した会長選挙 候補	までに、前条によって確定した会長選挙候補者	有権者のみが閲覧でき
の実施)	者の氏名、所属、略歴及び所信を付した書面を、	の氏名、所属、略歴及び所信を付した <mark>電磁的情報</mark>	る方法
第8条	投票用紙とともに選挙資格者に 送付しなけれ	書面をインターネット上で有権者のみが閲覧で	学会 HP 上で、ID、
	ばならない。この場合において、候補者について	きる方法で表示しなければならない。	パスワードで閲覧でき

の前条第 1 項各号の区分は、これを示さず、候 補者を五十音順に配列して書面を作成するもの とする。

- ② 通信投票による選挙は、選挙管理委員会が定 会に到達した投票用紙による投票を有効投票と する。
- ③ 選挙管理委員会は、前項の期間を遅くとも総 会の 30 目前までとしなければならない。
- ④ 投票用紙は、投票者の氏名が明らかにされな い封筒に封入され、かつその封筒を投票 者の氏 名が明らかにされる封筒の中に封入される方法 で送付されることを要するもの とする。選挙管 理委員会は、開票にあたっては、まず投票者が選 挙資格ある者であることを確認したのち、投票 者が明らかにならない方法で、開票にあたらな ければならない。

また、電子投票の方法に関する情報を投票用 紙とともに有権者選挙資格者に 電子媒体を利 用した方法で送付しなければならない。この場 合において、候補者についての前条第 1 項各号 の区分は、これを示さず、候補者を五十音順に配しする情報 列して**電磁的情報**書面を作成するものとする。

- ② 電子通信投票による選挙は、選挙管理委員会 内(投票方法並びに会 める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員│が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理 委員会に到達した電子媒体を利用した投票用紙 による投票を有効投票とする。
 - ③変更なし

④投票用紙は、投票者の氏名が明らかにされな い封筒に封入され、かつその封筒を投票者の氏 名が明らかにされる封筒の中に封入される方法 で送付されることを要するものとする。選挙管 | テムによって異なる場 理委員会は、開票にあたっては、まず投票者が有 権者選挙資格ある者であることを確認したの ち、投票者が明らかにならない方法で、開票にあ たらなければならない。

るようにすることを想 定 (総会 議案書の例 参照)

・電子投票の方法に関

具体的には、投票案 長候補者所信、理事選 挙被選挙人名簿、及び 投票フォームの Web アドレス)、有権者が投 票を行う Web ページ 情報及び投票に使用す る ID、パスワード等 (なお、電子投票シス 合がある。)

・電子媒体を利用した 投票については、投票 の秘密を確保できる方 法によるものとするこ とを細則に規定する。

			参考
			* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
			 則案 (環境法政策学
			会 2022.6.18) 参照(※)
(電子通信投票	選挙管理委員会は、開票事務が終了した後、遅滞	変更なし	
による会長の確	なく、理事会に開票の結果を報告しなければな		
定)	らない。		
第 9 条	② 通信投票で有効投票総数のうち上位の得票	② 電子通信投票で有効投票総数のうち上位の	
	を得た者をもって、会長選挙の当選者とし、	得票を得た者をもって、会長選挙の当選者とし、	
	理事会はこの結果を総会に報告してその承認を	理事会はこの結果を総会に報告してその承認を	
	得なければならない。ただし、通信投票の候補者	得なければならない。ただし、 <mark>電子通信投票</mark> の候	
	が 2 名を下回るときは、有効投票の過半数を得	補者が 2 名を下回るときは、有効投票の過半数	
	なければ当選者とすることができない。	を得なければ当選者とすることができない。	
	③ 前項但書の規定の適用をうけその他の事情	③ 変更なし	
	で、当選者を確定できないときは、再度選挙を行		
	うものとする。この場合、第 6 条但書の規定の		
	適用を妨げない。		
(理事の選挙)	理事の選挙は、会長を除く理事定数の半数以	理事の選挙は、会長を除く理事定数の半数以	・「5名以内連記」につ
第 10 条	上で、理事会の定める員数の理事について、正会	上で、理事会の定める員数の理事について、 <mark>有権</mark>	いて
	員のうちから第 3 条の選挙資格者による通信	者のうちから正会員のうちから第 3 条の選挙	5 名以内連記につい
	投票によって行い、その余の理事については、理	資格者による <mark>電子</mark> 通信投票によって行い、その	ては、現在は第8回理

	事会が通信投票の結果選出される理事の専門分	余の理事については、理事会が <mark>電子通信</mark> 投票の	事会決定により規定さ
	野、地域その他の事情を勘案して推薦する候補	結果選出される理事の専門分野、地域その他の	れているが、新たに細
	者について、総会において行う。	事情を勘案して推薦する候補者について、総会	則を定めて明示する。
		において行う。	
(<mark>電子通信</mark> 投票	第 8 条及び第 9 条の規定は、理事の通信投	第 8 条及び第 9 条の規定は、理事の <mark>電子通</mark>	
による理事選挙	<u>票</u> による選挙についてこれを準用する。ただし、	<u>信投票</u> による選挙についてこれを準用する。た	
の実施等)	第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長	だし、第 8 条第 1 項の「前条によって確定し	
第 11 条	選挙候補者の氏名、所属、略歴及 び所信を付し	た会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を	
	た書面」はこれを「正会員の氏名、所属を記した	付した <mark>電磁的情報書面</mark> 」はこれを「正会員の氏	
	書面」と読み替え、また、第 9 条第 2 項但書及	名、所属を記した <mark>電磁的情報書画</mark> 」と読み替え、	
	び同条第 3 項はこれを準用しない。	また、第 9 条第 2 項但書及び同条第 3 項はこ	
		れを準用しない。	
(監事の選挙)	監事の選挙は、理事会が正会員のうちから推薦	監事の選挙は、理事会が正会員のうちから推薦	
第 12 条	する候補者について、正会員の通信投票でこれ	する候補者について、正会員の <mark>電子通信投票</mark> で	
	を行う。ただし、その補充選挙その他やむをえな	これを行う。ただし、その補充選挙その他やむを	
	い場合は、総会で選挙を行う ことができる。	えない場合は、総会で選挙を行うことができる。	
(電子 通信 投票	第8条及び第9条の規定は、監事の通信投票	第8条及び第9条の規定は、監事の電子通信	
による監事の選	による選挙にこれを準用する。ただし、第8条	<u>投票</u> による選挙にこれを準用する。ただし、 第	
挙)	第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補	8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙	
第 13 条	者の氏名、所属、略歴及び所信を付した <u>書面</u> 」は	候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した 電磁	
	これを「候補者の氏名、所属を記した書面」と読	<mark>的情報書面</mark> 」はこれを「候補者の氏名、所属を記	
	み替え、また、第 9 条 第 2 項但書及び同条第	した 電磁<u>的情報書価</u>」と読み替え、また、第 9	

	3 項の準用については前条と同様とする。	条 第 2 項但書及び同条第 3 項の準用につい	
		ては前条と同様とする。	
(<u>細則、</u>	この規定に定めない選挙の実施に関する事項	電磁的方法による選挙に関する細則は、理事会	新たに、理事会が決定
委任)	は、選挙管理委員会が定める。	が別途定める。	する細則を定めること
第 14 条		②この <mark>規程規定及び前項により定められた細則</mark>	とする。
		<u>に定めのない</u> 選挙の実施に関する事項は、選挙	
		管理委員会が定める。	
(<mark>規程定</mark> の改正)	この規定の改正は、理事会の議決により、総会の	この <mark>規程規定</mark> の改正は、理事会の議決により、総	
第 15 条	承認を得てこれを行う。	会の承認を得てこれを行う。	
附則	1 この規定は、2003 年 10 月 4 日から施行す	1 変更なし	
	る。	2 変更なし	
	2 2008 年 4 月 11 日理事会の決議により、	3. 2024 年 3 月 ○○日理事会の決議により、	
	2008 年 5 月 17 日総会の承認を得て一部改	2024 年 5 月 ○○ 日総会の承認を得て一部改	
	正	正し、題名を「環境アセスメント学会役員選挙	
		に関する規程」に改める。この規程は 2024 年 5	
		月〇〇日から施行する。	

※: ア. 電子媒体を用いた投票については、投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを選挙管理委員会が確認するために投票の一連の流れの中で投票者を確認する措置をとるが、投票の秘密は厳守する。(電磁的選挙方法の細則案 (環境法政策学会 2022.6.18))

3. 電磁的方法による選挙に関する細則 について

電磁的方法による選挙の導入に当たり、電子投票システムにより対処することが求められる事項等があることから、役員選挙規定第 14

条を改正して理事会決定により制定、改正を行うことができる細則を定めることとする。

細則については、総会において上記のとおり選挙規定が改正されることを想定して、第 12 期役員選挙に向けて検討し、理事会で審議、 決定することとなる。

細則案は、別紙に提示するとおり。

別紙 1

電磁的方法による選挙に関する細則(案)

条項	条文	説明
第1条	この細則は、環境アセスメント学会役員選挙に	参考
	関する規程第14条第1項の規定に基づき、電磁	環境アセスメント学会役員選挙に関する規程(現行の規定の改正
	的方法による選挙に関し必要な事項について定	案) 第14条第1項
	める。	(細則、委任)
		第 14 条 電磁的方法による選挙に関する細則は、理事会が別途定
		める。
第2条	(有権者及び被選挙権者)	環境アセスメント学会役員選挙に関する規定(以下「規定」と
	役員の選挙の有権者及び被選挙権者は、選挙の	いう。) 第2条に示す、被選挙権のある正会員、及び選挙権のある
	投票期間開始日の60日前における選挙資格のあ	正会員(有権者)について、「選挙の投票期間開始日の 60 日前に
	る正会員とする。	おける選挙資格のある正会員」であることを明記する。

¹ 第72回理事会での議論により一部修正。

-

		参考
		 ○規定 第2条 役員は、規約第 12 条に定めるところによ
		り、正会員の中から選出される。
		 ○規定 第3条(改正案) 役員は、総会で選出する場合を除
		き、投票で投票期間開始日の 60 日前に在籍する正会員(以下
		「有権者」という。)によって選出する。ただし、当該有権者が、
		投票期間の最終日において、正会員の資格を喪失した場合は、こ
		の者の投票を無効とする。
第3条	(有権者名簿の作成)	
	選挙管理委員会は、役員選挙の公示に先立ち、	有権者名簿の作成は公示前に選挙管理委員会が作成、確認するこ
	有権者名簿を作成しなければならない。	とを明示する。
第4条	(電子投票の実施方法)	一 規定第8条第4項(改正案)の趣旨を踏まえて投票の秘密を
	役員の選挙は電磁的方法を用いて行い、次の各	確保するため、従来「役員選挙の実施要領」に記載していた無記
	項に従う。	名投票であることを明記する。
	一 投票は無記名投票とする。	参考
		○規定 第8条第4項 (改正案) 選挙管理委員会は、開票に
		あたっては、まず投票者が有権者であることを確認したのち、投
		票者が明らかにならない方法で、開票にあたらなければならな
		l'o
	二 会長選挙の投票は会長候補1名の投票を有	二 従来理事会決定で規定されていた、会長候補1名の投票を有
	効とする。	効であることを明確化し、従来役員選挙の実施要領で示されてい
	会長候補者が1名の場合は、信任投票と	た会長候補が1名の場合は信任投票となることを明示する。

	1 は状状によっただのゴズと切まして	
	し、候補者について信任の可否を投票する。	
	三 理事選挙の投票は、理事候補については5	三 二と同様に、理事候補については、5名以内の投票を有効と
	名以内の投票を有効とする。	することを示す。
	四 監事の選挙は、候補者の信任投票とし、各	四 監事については、従来実施要領で示された信任投票であるこ
	候補者について信任の可否を投票する。	とを示す。
		参考
		○第8回理事会議事録
		投票は会長候補1名を、理事候補については、5名以内の投票
		を有効とする。(審議事項1)
		参考
		○規定 第8条第2項(改正案) 電子投票による選挙は、選挙
		管理委員会が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員会
		に到達した電子媒体を利用した投票を有効投票とする。
第5条	(無効票の判定)	選挙管理委員会が無効票についての判断を行うこと及び無効票
	選挙管理委員会は開票を管理し、個々の投票に	の条件を明確にする。
	つき、以下の基準により無効票を判定する。	
	一 投票締切時間を過ぎて電子投票の手続きが行	一 規定によれば、「選挙期間の末日までに到達した電子媒体を利
	われた場合	用した投票を有効投票とする。」とされているが、末日の締切り時
		刻を選挙管理委員会が指定した場合は、当該時刻を過ぎて到着し
		た投票については無効とすることを明示する。締め切り時刻及び
		それが日本標準時であることを、投票案内の選挙実施要領に明記
		する。

	一一ルの人具のラギノンは却も用いて机悪さに	- 最大批画のではといった。 大佐老が白色のこだり、は如え
	二 他の会員のログイン情報を用いて投票を行	二 電子投票の手続きについて、有権者が自身のログイン情報を
	った場合	用いて投票を行ったもののみを有効票とすることを示す。
	三 所定の電子投票の手続きによらず投票を行	三 選挙管理委員会が公示や投票依頼等で示した方法以外の方法
	った場合	によって(例 外部者によるハッキングによる投票の場合、正規
		のフォーマット以外のフォーマットを用いた投票の場合)投票し
		た場合は無効票であることを示す。
		注:電子投票では、基本的に、掲載された候補者についてチェ
		ック印(○)をつけていく形になるので、以下の無効と判断する基
		準については不要とする。
		・候補者以外の氏名を記載したもの。
		・理事の投票で同名連記したもの。
		・理事の投票で6名以上の記入をしたもの
		・判読不能のもの。
		参考
		○規定 第8条第2項(改正案) 電子投票による選挙は、選挙
		管理委員会が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員会
		に到達した電子媒体を利用した投票を有効投票とする。
第6条	(理事の選挙の当選者の確定方法)	規定第 10 条の内容を具体的に記載する。また、有効得票数の等し
	理事の選挙の当選者の確定は、次の各項に従	い候補者があった場合の当選者の決定方法を明示する。
	う。	参考
	一 有効得票数がもっとも多いものから順次、	○規定 第10条 (改正案) 理事の選挙は、会長を除く理事定

	会長を除く理事定数の半数以上で、理事会の定	数の半数以上で、理事会の定める員数の理事について、有権者の
	める員数の者を当選者とする。	うちから電子通信投票によって行い、(以下略)
	二 前項の場合、最下位に有効得票数の等しい	
	候補者が複数あるときは、選挙管理委員の立ち	
	会いのもとに抽選によって順位を決定する。	
第7条	(情報の機密保護)	電子媒体を利用した投票については、投票の秘密を確保できる方
	選挙管理委員会は、電子投票システムの管理運	法によるものとすることを規定する。
	営者と密に連絡をとり、投票者と投票結果に関	注: 電子投票システムの管理運営者とは、個人情報の取扱い全
	する情報の機密保護に努める。	般に関する覚書を締結し、情報の機密保持に努めることとしてい
		る。
第8条	この細則は、理事会の決議により改定すること	改正について規定。
	ができる。	
附則		
1.	この細則は、2024 年 5 月○○日から施行する。	[予定]
	この細則施行後の最初の役員の選挙に限り、	電子投票が不可能と認められる有権者について電子投票システム
2.	電子投票をすることが難しい特別な事情がある	を導入した最初の選挙である第12期役員の選挙に限り、選挙管理
	と選挙管理委員会が認める場合は、第4条の定	委員会の判断により従来の通信投票によって投票することができ
	めにかかわらず通信投票によることができる。	ることを明記する。
		参考
		○規定 第6条 (改正案)会長の選挙は、原則として、第3条
		の有権者の電子媒体を用いた投票(以下「電子投票」という。)に

	よって行う。(以下略)
	しょつ し11 り。 いんじ盼り

「環境アセスメント学会役員選挙に関する規程」(案)

(目的)

第 1 条 環境アセスメント学会規約(以下「規約」という)第 12 条に基づき、会長、 理事及び監事(以下この規程では「役員」という)の選挙について必要な事項を定める ためにこの規程を定める。

(被選挙資格)

- 第 2 条 役員は、規約第 12 条に定めるところにより、正会員の中から選出される。 (選挙資格)
- 第3条 役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の60日前に在籍する正会員(以下「有権者」という。)によって選出する。ただし、当該有権者が、投票期間の最終日において、正会員の資格を喪失した場合は、この者の投票を無効とする。(選挙の実施責任主体)
- 第 4 条 役員の選挙は、理事会によって選出された委員によって構成される環境アセスメント学会役員選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)によって実施し、理事会がその責任を負う。
- 2 選挙管理委員会は、5 名の委員によって組織され、委員の互選によってその委員長を定める。
- 3 理事会は、選挙の公示の 1ヶ月前までに第 1 項の委員を選出しなければならない。
- 4 選挙管理委員会の委員が、会長または監事の候補者となった場合は、理事会に申し出て、代わる者の選出を求めなければならない。

(選挙の公示)

- 第5条 選挙管理委員会は、投票期間最終日の60日前までに、第3条に基づき、<mark>有権者に対して、選挙を実施すること、その投票期間及び</mark>開票日並びに選挙を<mark>電磁的方法により実施し及び立候補者を対象に実施するときはその旨その他の必要な事項を公示しなければならない。</mark>
- 2 選挙を規約第 17 条の総会で行う場合は、規約第 20 条第 2 項の総会の招集通知への記載によって、前項の公示に変えることができる。

(会長の選挙)

第 6 条 会長の選挙は、原則として、第 3 条の有権者の電子媒体を用いた投票(以下「電子投票」という。) によって行う。ただし、緊急やむをえない場合は、総会における選挙によることができる。

(会長選挙の候補者の選出)

- 第7条 前条の会長の選挙は、次の各号のいずれかに該当する候補者について実施する。
 - 一 正会員のうち、自ら候補者として届け出た者

- 二 正会員 5 名以上が本人の同意を得て推薦し、候補者として届け出た者
- 2 前項各号の候補者の届出は、選挙管理委員会に対して行うものとする。
- 3 前項の届出は、選挙管理委員会が定めた期日までに行わなければならない (電子投票による会長選挙の実施)
- 第8条 選挙管理委員会は、投票期間最終日の30日前までに、前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した電磁的情報をインターネット上で有権者のみが閲覧できる方法で表示しなければならない。また、電子投票の方法に関する情報を有権者に電子媒体を利用した方法で送付しなければならない。この場合において、候補者についての前条第1項各号の区分は、これを示さず、候補者を五十音順に配列して電磁的情報を作成するものとする。
- 2 **電子**投票による選挙は、選挙管理委員会が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員会に到達した**電子媒体を利用した**投票を有効投票とする。
- 3 選挙管理委員会は、前項の期間を遅くとも総会の 30 日前までとしなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、開票にあたっては、まず投票者が<mark>有権者</mark>であることを確認したの ち、投票者が明らかにならない方法で、開票にあたらなければならない。

(電子投票による会長の確定)

- 第 9 条 選挙管理委員会は、開票事務が終了した後、遅滞なく、理事会に開票の結果を 報告しなければならない。
- 2 **電子**投票で有効投票総数のうち上位の得票を得た者をもって、会長選挙の当選者とし、 理事会はこの結果を総会に報告してその承認を得なければならない。ただし、**電子**投票 の候補者が 2 名を下回るときは、有効投票の過半数を得なければ当選者とすることが できない。
- 3 前項但書の規定の適用をうけその他の事情で、当選者を確定できないときは、再度選挙を行うものとする。この場合、第6条但書の規定の適用を妨げない。

(理事の選挙)

第 10 条 理事の選挙は、会長を除く理事定数の半数以上で、理事会の定める員数の理事 について、有権者のうちから電子投票によって行い、その余の理事については、理事会 が電子投票の結果選出される理事の専門分野、地域その他の事情を勘案して推薦する候 補者について、総会において行う。

(電子投票による理事選挙の実施等)

第 11 条 第 8 条及び第 9 条の規定は、理事の電子投票による選挙についてこれを準用する。ただし、第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した電磁的情報」はこれを「正会員の氏名、所属を記した電磁的情報」と読み替え、また、第 9 条第 2 項但書及び同条第 3 項はこれを準用しない(監事の選挙)

第 12 条 監事の選挙は、理事会が正会員のうちから推薦する候補者について、正会員の 電子投票でこれを行う。ただし、その補充選挙その他やむをえない場合は、総会で選挙 を行うことができる

(電子投票による監事の選挙)

第 13 条 第 8 条及び第 9 条の規定は、監事の電子投票による選挙にこれを準用する。 ただし、 第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略 歴及び所信を付した電磁的情報」はこれを「候補者の氏名、所属を記した電磁的情報」 と読み替え、また、第 9 条 第 2 項但書及び同条第 3 項の準用については前条と同 様とする。

(細則、委任)

- 第14条 電磁的方法による選挙に関する細則は、理事会が別途定める。
- 2 この規程及び前項により定められた細則に定めのない選挙の実施に関する事項は、選挙管理委員会が定める

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、理事会の議決により、総会の承認を得てこれを行う。

附則

- 1 この規定は、2003年10月4日から施行する。
- 2 2008 年 4 月 11 日理事会の決議により、2008 年 5 月 17 日総会の承認を得て一 部改正
- 3 2024 年 3 月〇〇日理事会の決議により、2024 年 5 月〇〇日総会の承認を得て一 部改正し、題名を「環境アセスメント学会役員選挙に関する規程」に改める。この規程 は2024年5月〇〇日から施行する。